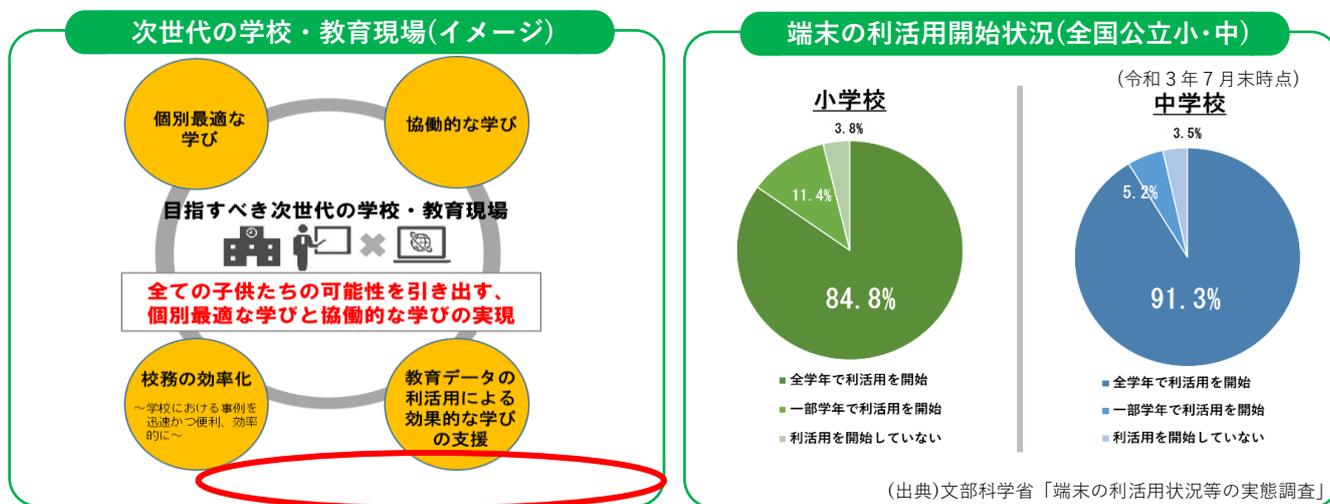


4月から、高校においては、2022(令和4)年4月から1人1台端末の環境下での新しい学びのスタイルがスタートしました。

各学校においては、ICT環境の充実や教員のICT活用指導力の向上など、ハード・ソフト・人材を一体とした環境整備を進め、教科指導等においてICTを適切に活用し、学習への興味・関心を高めることや、障がいのある子どもなどの特性に合わせた支援を行うなどして、教育の質を向上させ、子どもたちの情報活用能力の育成を図ることが必要です。

子どもたちがICTを活用する際には、スマートフォンやSNS等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れが深刻な問題となっています。このため、児童生徒の発達の段階に応じて、情報化社会の危険性とその対処法など、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを子どもたち自身と保護者などが正しく認識し、適切に使用することが重要です。

また、校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が指導方法について検討し合う時間などを増やすことにつながります。

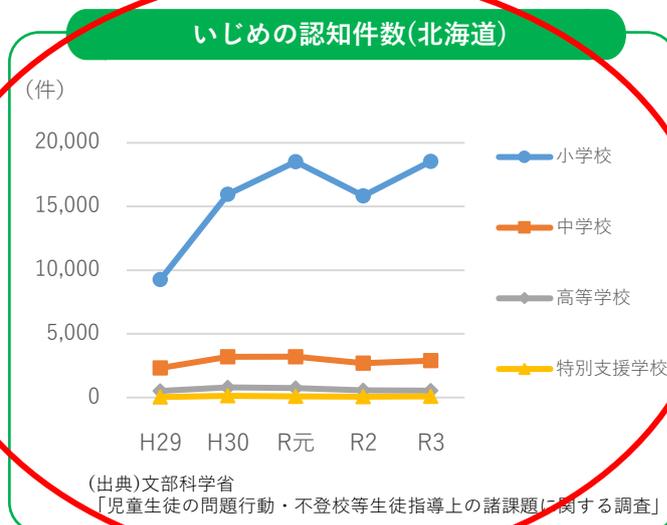


## (10) いじめ・不登校

施策 14 P 58  
施策 15 P 60

2013(平成25)年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめへの対応については、初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組まれています。また、2016(平成28)年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、全ての児童生徒が安心して教育を受けられるようにすることや、不登校の児童生徒の休養の必要性を踏まえて学習支援を行うことなどが求められています。不登校の児童生徒数は依然として高水準で推移しており、憂慮すべき状況にあります。

本道におけるいじめの状況は、全国と同様に認知件数は増加傾向にありますが、解消率は95%を超え、全国平均よりも高い状況になっています。これは、各学校において早期発見・早期対応に努めた結果であると考えられます。



各学校においては、児童生徒の命と心を守るため、家庭、地域、関係機関との連携を一層強め、いじめ根絶の取組を推進するとともに、児童生徒が互いを尊重し合い、主体的に望ましい人間関係を形成し、いじめを許さない態度等を身に付けることができるよう指導や支援をすることが重要です。

また、初期段階で適切に対応できず、いじめが長期化・深刻化したり、いじめの重大事態となるケースもあり、いじめの積極的な認知による早期発見・早期対応の一層の徹底が求められています。

このため、学校においては、いじめ防止に関する法令や北海道条例等を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応はもとより、スクールカウンセラー等や関係機関と連携した対応を進めるなど、生徒指導体制と教育相談体制の充実を図る必要があります。

いじめ防止の取組については、ネット上のいじめなどネットトラブルへの対応、新型コロナウイルス感染症の影響による差別・偏見の防止への対応など、社会の変化に応じた対応が必要であるとともに、障がいや性的マイノリティなど児童生徒一人一人の特性を踏まえた対応が求められています。

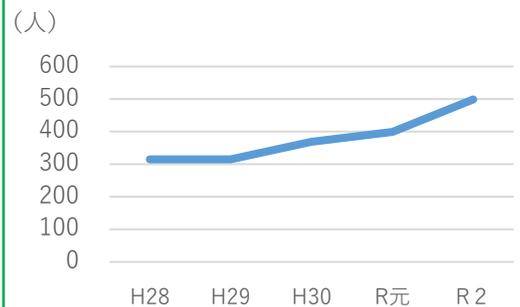
なお、文科科学省等の調査によると児童生徒の自殺者数は、近年、増加傾向にあります。各学校においては、児童生徒の命を守るため、不安や悩みを抱える児童生徒の早期発見・対応と家庭、医療・福祉等の関係機関と連携した自殺予防の取組を徹底する必要があります。

不登校児童生徒数は、友人関係を巡る問題や学業の不振、生活リズムの乱れや本人の気力の低下などにより、小・中学校では全国と同様、増加傾向が見られ、その割合も全国平均よりも高くなっています。また、不登校の期間の長期化や、小学6年から中学1年に進学した段階で不登校となる、いわゆる「中1ギャップ」の課題も見られます。

不登校児童生徒への支援に当たっては、学校に登校するという結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立への意欲を向上させることが大切です。各学校においては、全ての児童生徒が学校で安心して学ぶことができる「居場所づくり」「絆づくり」を促進するとともに、一人一人の状況に応じて、市町村の教育支援センター\*や民間の施設等と連携し、ICTの活用などにより教育機会を確保することも求められています。

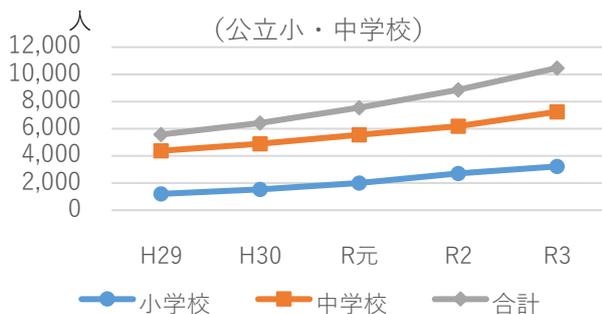
また、各学校は、感染症の感染回避や不安等により登校しない児童生徒に対しても、学習機会の保障や教育相談の実施などの支援を行うことが重要です。

児童生徒の自殺者数の推移(全国)



(出典)厚生労働省の統計を基に文部科学省が作成

不登校の子どもたちの推移(北海道)



(出典) 文部科学省

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

●教育支援センター

不登校児童生徒の社会的自立に資するため、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善のための相談・指導を行う施設。

## (11) 学校や教員を取り巻く状況

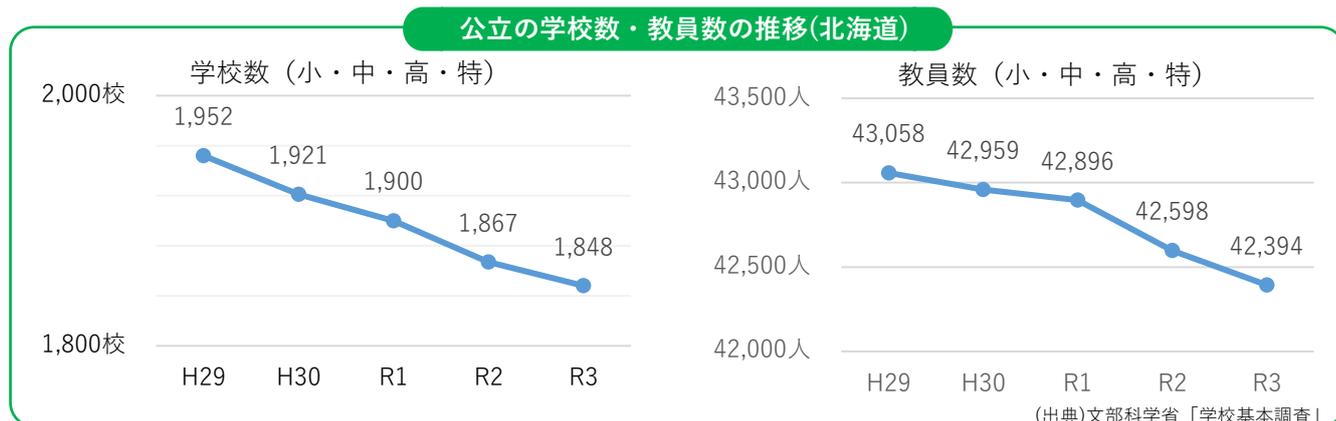
少子化の進行に伴い、本道においても学校数や学級数が減少し、子どもたちの指導に当たる教員の数も減少傾向にあります。

特に近年の学校現場は、児童生徒数の多い時代に採用された教員の大量退職期を迎えており、それに代わって多くの新規採用者を必要としています。学校における職場環境の面などから教員を目指す者が少なくなっており、持続的な学校教育の提供が危ぶまれる状況にあります。

本道が活力に満ち、将来にわたって発展し続けていくためには、こうした危機的な状況においても、より質の高い教育を継続的に提供し、子どもたちの可能性を最大限に伸ばさせることができるよう、教員が強い使命感や豊かな社会性、実践的な指導力など、教員育成指標\*に示す資質能力を十分に備えるとともに、各学校において持てる力を存分に発揮できる職場環境の実現が求められています。

このため、教員を目指す学生の養成や教員の育成に当たっては、高等教育機関との緊密な連携はもとより、一人一人が継続的に知識・技能を習得し、資質能力の向上を図ることが重要です。

また、本道の広域分散型の地理的特性を踏まえ、オンライン研修を拡充するなど、引き続き研修計画の不断の見直しや多様な専門性を有する指導体制の構築を進めるとともに、研修の個別最適化や教員同士の協働的な学びの充実を図っていく必要があります。



### ●教員育成指標

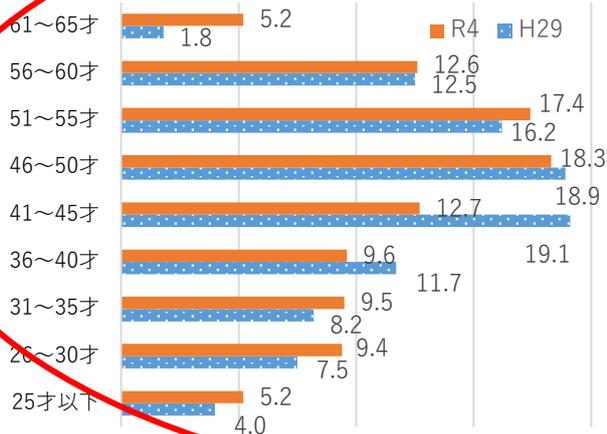
教員一人一人の資質能力の向上を目的に、北海道における「求める教員像」とともに、養成段階、初任段階、中堅段階、ベテラン段階とキャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力を明確化したもの。

一方で、教育の機会均等と教育水準の維持向上を実現するため、同一学校での長年勤務の解消や都市と郡部との間における年齢構成の格差是正など、人事配置の適正化を図るほか、教員採用選考検査の受検者数については、2017(平成 29)年度の 3,941 人に対し、**2022(令和 4)年度が 2,708 人**と減少傾向であることに強い危機感を持ち、教職の魅力に対する理解増進と学校における働き方改革を積極的に推進し、教員志望者の増加につなげていかなければなりません。

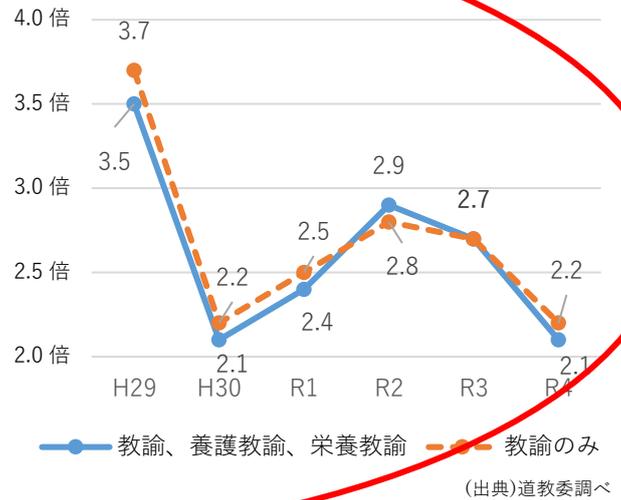
### 教員の年齢構成比の推移

小・中学校、高校及び特別支援学校の教員

単位：%



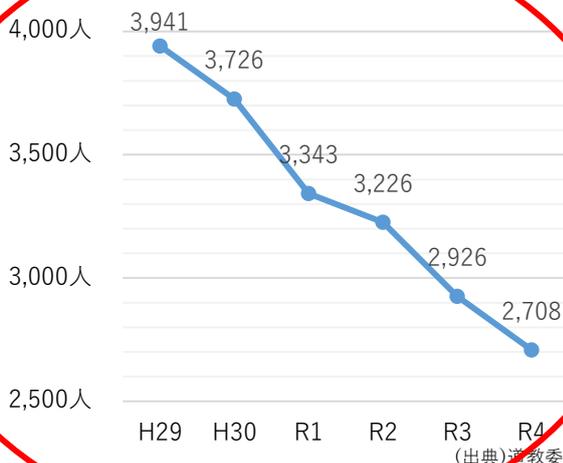
### 教員採用選考検査受検倍率の推移



特に働き方改革については、本道においても月 45 時間以上の時間外勤務を行う教員の割合が 56.9%に上っており、大きな課題となっています。この背景には、学校に対する過度な期待・依存などから、学校及び教員が担う業務の範囲が拡大されてきたこと、管理職自身が多忙であることや学校の組織運営体制が未整備であることから、学校が組織としての力を発揮するために必要な管理職のマネジメントが十分に働いていないことなどが挙げられます。

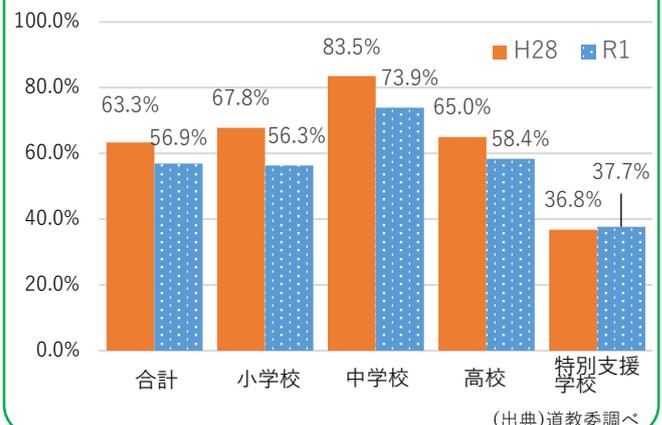
このような中、これまでも教員業務支援員の配置等により、教員の子どもと向き合う時間の確保など学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を進めてきているところですが、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている状況を踏まえ、より積極的な対策を進めていく必要があります。

### 教員採用選考検査受検者数の推移



### 時間外勤務の状況

月 45 時間以上行っていた主幹教諭・教諭の割合



## (12) 学びのセーフティネット

2019(令和元)年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」においては、教育の支援について、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化され、子どもの「将来」だけでなく「現在」における貧困対策を総合的に推進することが求められています。

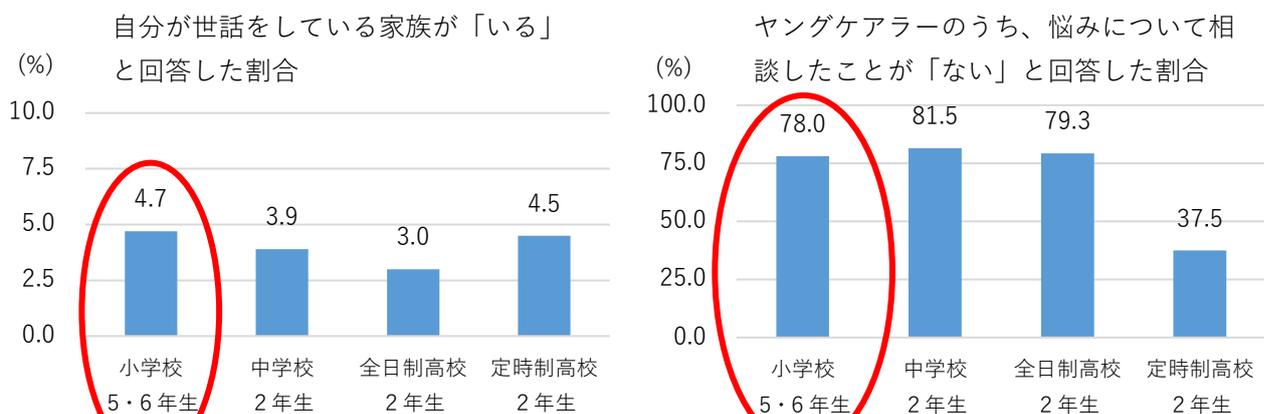
こうしたことから、子どもの生まれ育った地域・環境によって左右されることのないよう、就学援助制度などの切れ目ない経済的支援により全ての児童生徒が安心して就学できる環境づくりが大切です。また、学齢期に様々な事情や病気などの理由で義務教育を十分に受けることができなかつた方々などに対する夜間中学などの多様な学習機会の提供等により、教育の機会を確保することが必要です。さらに、外国人の児童生徒に対する就学機会の提供を推進するほか、帰国児童生徒を含め、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行う必要があります。

道内公立高校の中途退学者数は減少傾向にあり、2016(平成28)年度からの5年間の中退率は1.2~1.6%の割合で推移していますが、中途退学者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分ではない現状にあり、高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援が重要です。

少子高齢化や核家族化の進行等を背景に、児童生徒が家事や家族の世話について、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーが、道内の小・中・高校生で約4%確認されており、このうち自分が困っていることなどを相談した経験が「ない」生徒は約8割となっています。また、家庭の経済的な理由等で生理用品を購入できない児童生徒がいるという「生理の貧困」問題もあり、これらの問題は表面化しにくい傾向にあります。このため、子どもと接する時間が長く、ヤングケアラー等を発見しやすいとされる学校において、ヤングケアラー等に対する教員の理解をより深めるとともに、市町村の福祉担当部局などの関係機関と連携し、一人一人の子どもの実情に応じた支援を行うことが必要です。



### ヤングケアラーの状況(道内)



(出典) 北海道「ケアラー支援に関する実態調査」(令和3年度、調査対象:中学生、高校生)  
「北海道ヤングケアラーに関する実態調査」(令和4年度、調査対象:小学生、大学生)

### (13) 学校と地域の連携

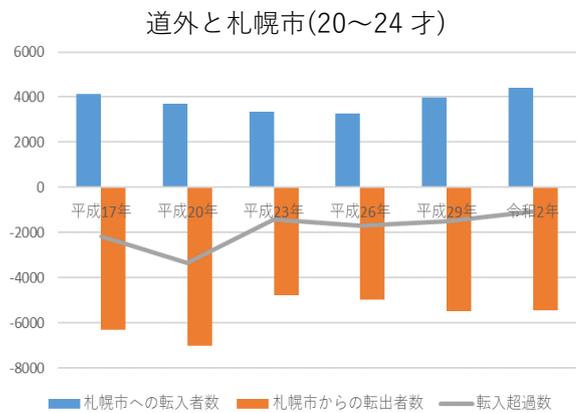
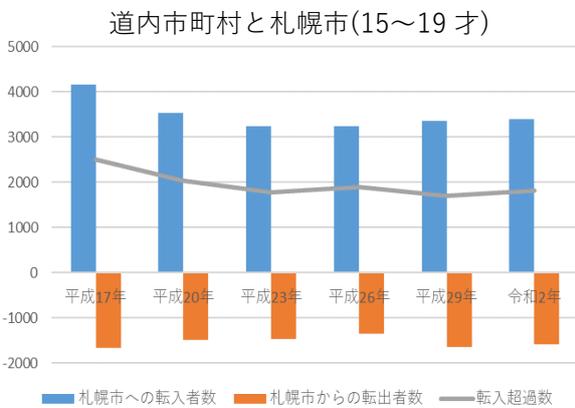
施策 11  
P 52

施策 19  
P 68

人口減少、少子高齢化などの社会の変化に伴い、地域と学校を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

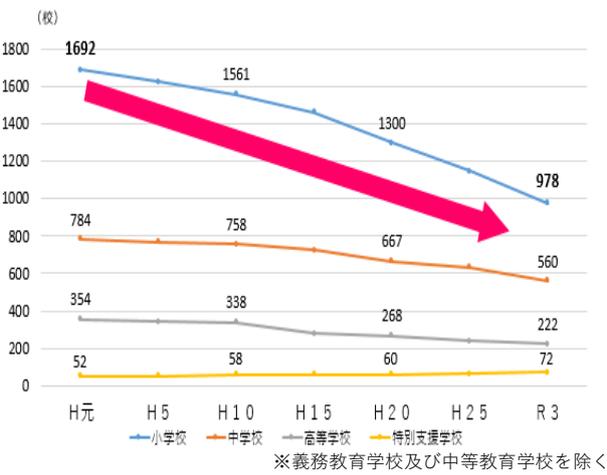
家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化といった様々な要因により、地域社会における支え合いやつながりが弱まっており、機能停滞などにつながっていると指摘されています。また、人口減少と少子高齢化に加え、若者の札幌市など都市部への人口集中や道外への人口流出などにより地方の過疎化が進行し、地域社会の教育力の低下に加え学校数の減少や高校の小規模校化などの課題が生じています。さらに学校では、経済的困窮を背景に地域や社会から孤立した子どもや、特別な教育的支援を必要とする子どもの増加等、子どもたちを取り巻く環境が刻一刻と変化しており、学校だけでは解決が難しい課題も生じています。

#### 若者の転出入の状況

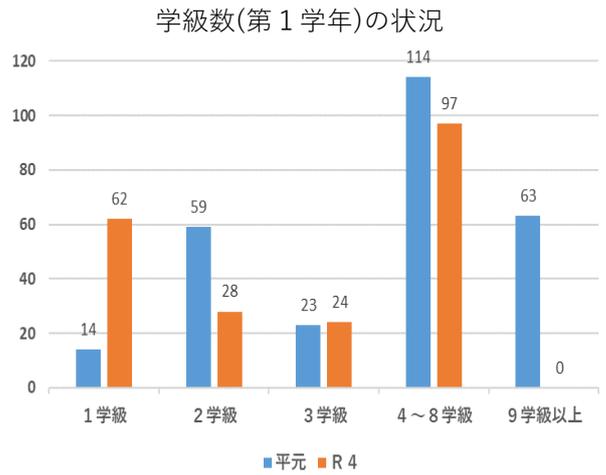


(出典)札幌市「札幌市の人口動態」

#### 公立学校の推移(道内)

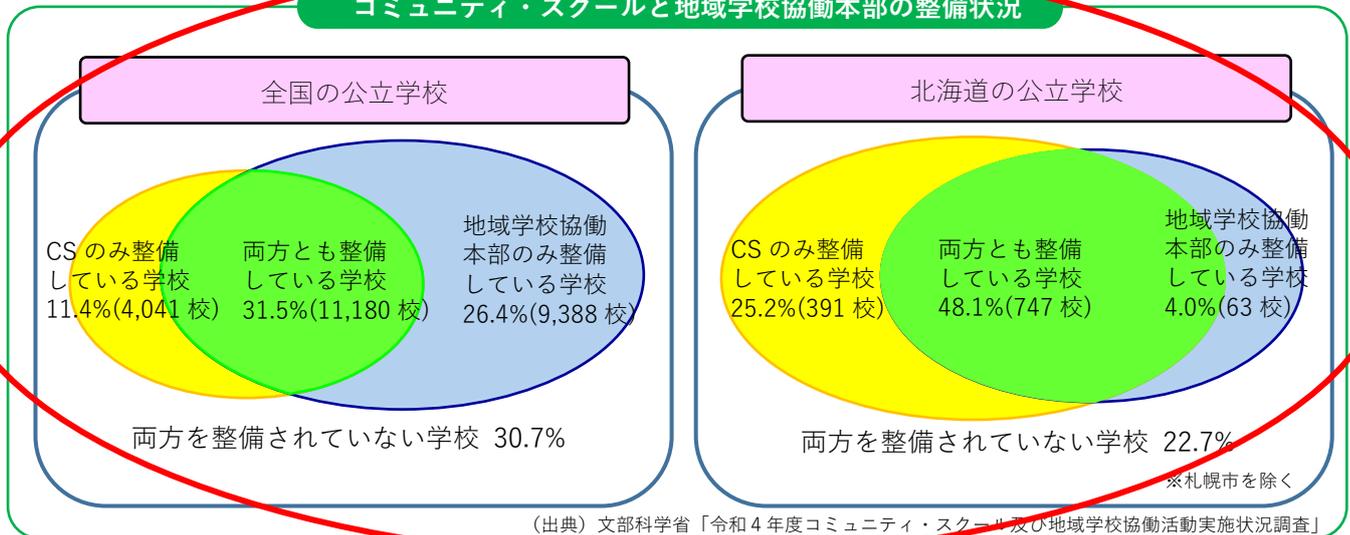


#### 公立高校小規模校化の状況(道内)



これらの課題の解決策の一つとして、学校が地域と連携・協働した取組を進めるコミュニティ・スクール\*と地域学校協働本部\*の設置に取り組んでおり、両方を整備している学校の割合は全国と比べ高い状況にあります。 「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を一層推進することを通じて、全ての子どもたちが、身近な地域の人や魅力などを知り、地域の一員としての意識を育み、安心して楽しく学校に通える環境を整える必要があります。

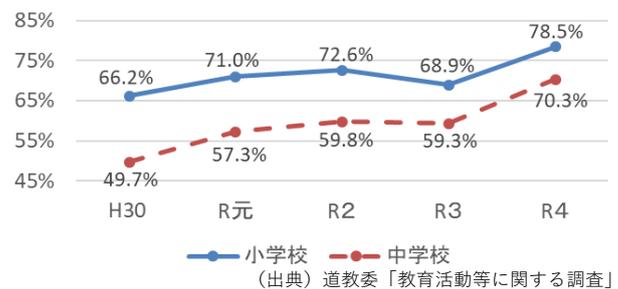
### コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の整備状況



また、地域と一体となって教育活動に取り組む体制の構築や地域における教育機能の維持、各地域における自然や歴史、産業をはじめとする教育資源の活用、アイヌの人たちの歴史や文化等に対する理解、北方領土、縄文遺跡群に関する正しい知識を身に付けることを通じて、ふるさと北海道への愛着や誇り、地域社会の一員として、まちづくりに参画しようとする意欲や資質・能力を身に付け、本道の未来を切り拓いていく人材の育成が重要です。

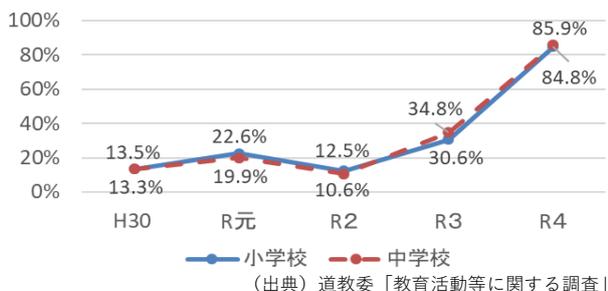
### 地域人材等を活用した体験活動の状況

地域人材や施設を活用し、地域の自然・文化・歴史等を理解する体験活動の実施状況(道内)



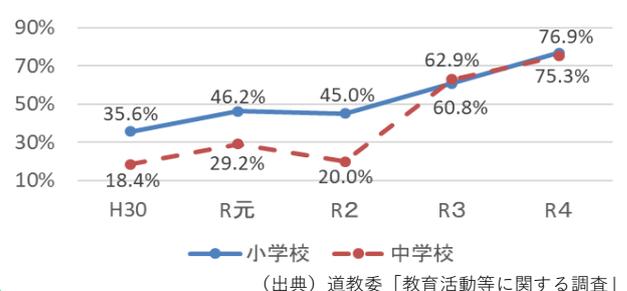
### 北方領土に関する学習状況

関係する施設や人材・動画教材等を活用した学習実施校の割合(道内)



### アイヌに関する学習状況

歴史・文化等に関する施設や人材・動画教材等を活用した学習実施校の割合(道内)



#### ●コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針の承認や、教育活動について意見を述べるができる制度。

#### ●地域学校協働本部

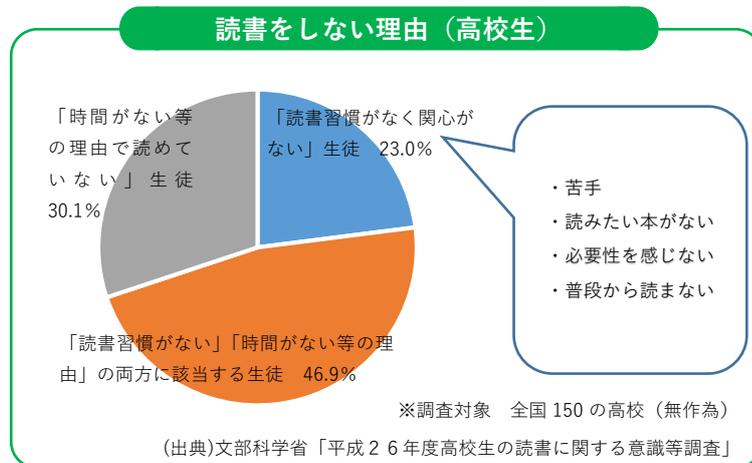
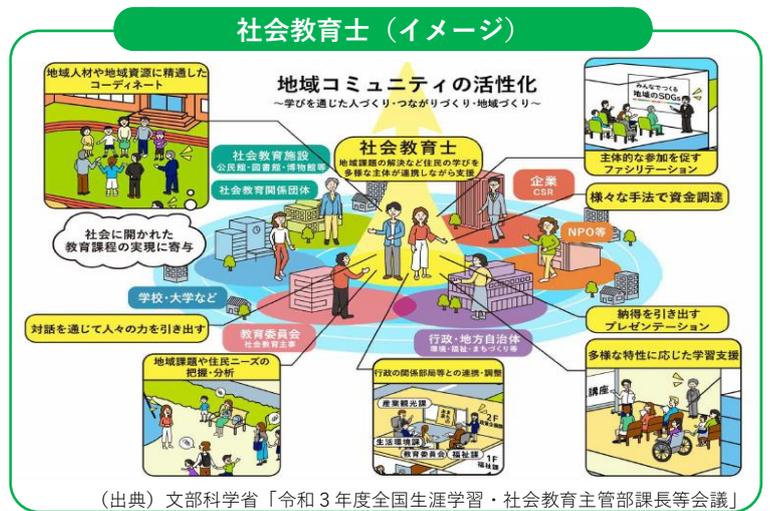
多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制であり、①コーディネート機能、②より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校活動の実施、③地域学校活動の継続的・安定的実施、の3つの要素を必須とすることが重要とされている。

## (14) 生涯学習・社会教育

人生 100 年時代と言われる時代にあって、「教育・仕事・老後」という 3 つのステージの単線型の人生ではなく、より多様で豊かな生き方・暮らし方のマルチステージの生き方が志向されている中、充実した人生を送るには、生涯にわたり学びを通じた成長が求められていることから、地域における多様な学びの機会や個々の資質や能力を更新できる学びの場を充実させることが大切です。

また、社会教育の学びは、個人の成長はもとより、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成するため、地域の多様な人々が相互に理解し合い共生できる社会をつくる上で、重要な役割が期待されています。自律的で持続可能な地域社会の実現にも通じることから、個人の要望や社会の要請に応えた社会教育の充実が重要です。

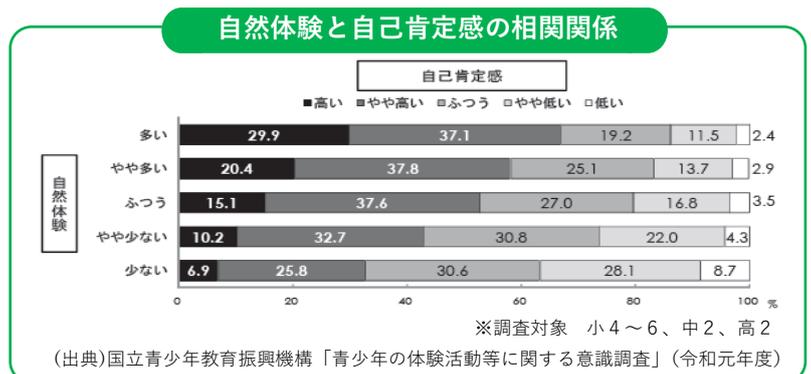
近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進する必要があります。



また、読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものであり、社会全体で推進することが重要です。

近年、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS 等のコミュニケーションツールの多様化など、子どもを取り巻く情報環境や読書環境が大きな変化を見せており、読書離れが懸念されていることから、子どもの読書習慣の確立と読書環境の充実を図っていく必要があります。

さらには、「自然体験や生活経験、文化芸術体験等が豊富な子どもは、自己肯定感が高く、自律的行動習慣等が身につけている傾向がある。」という国等の調査結果が示されていることから、子どもたちの豊かな人間性の形成のために体験活動の機会を創出する必要があります。



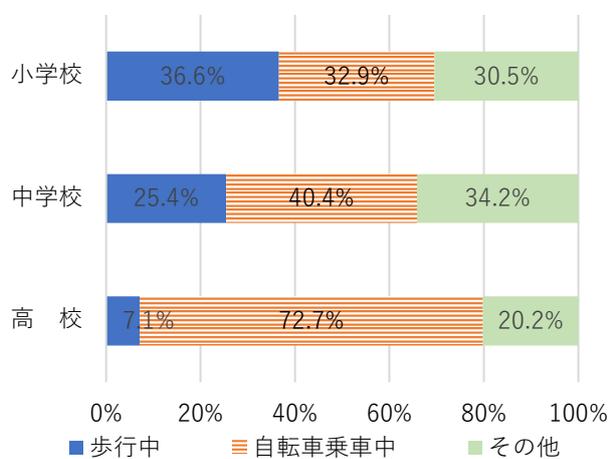
## (15) 安全・安心な教育環境

2011(平成 23)年の東日本大震災、2018(平成 30)年に本道で発生した胆振東部地震では、津波、土砂崩れ、大規模停電や断水など様々な災害が発生し、校舎の破損やグラウンドの地割れなど学校施設にも大きな影響を及ぼしており、今後もこうした大規模な災害の発生が懸念されています。

また、全国では登下校中の児童生徒が交通事故に遭うなど、児童生徒の安全確保が重要な課題となっています。

本道では、地震や豪雨、大雪などの自然災害や、登下校時の交通事故、不審者による性被害などの様々な危険から、子どもたちの安全を確保するため、学校と市町村教育委員会、警察、防災関係部局などの関係機関との連携を一層強化することが大切です。子どもたちに自ら身を守る危機対応能力を身に付けさせるため、幼児期から高校までを通して発達の段階に応じた防災教育や交通安全教育、防犯教育を一層推進することが必要です。

### 交通事故の状況(道内)



### 避難(防災)訓練での想定災害



「令和3年度体育・保健・安全に関する調査」

激甚化する自然災害による学校の被災に備えるため、平時から被災した学校の早期再開や、学習支援のための支援体制の構築など、取組の推進が求められています。

さらに、学校施設は、子どもたちの学習や生活の場であるとともに、災害発生時には地域の避難所として重要な役割を果たすことから、十分な耐震性の確保やバリアフリー化をはじめ、トイレ改修、空調設置などによる教育環境の向上に努めていくことが必要です。

### 公立小・中学校の耐震化率の推移

